

〔報 告 要 旨〕

一 農業集落の戸数・面積規模

(1) 昭和五五年一月一日（沖縄県にあっては、昭和五四年一月一日）

現在における全国の農業集落数、一四万二、三八四集落である。

(2) 一農業集落当たり平均戸数をみると、総戸数は一四一戸であり、

このうち農家数は三三戸、非農家数は一〇八戸と、その比率は

二三対七七で五十年（三十対七十）に比べ、非農家の割合が高まっている。

- (3) 農家数規模別農業集落数の構成は「一〇～一九戸」、「一〇～二九戸」がそれぞれ、二五・〇%、二三・一%と多くを占めている。また、農家率（農業集落内の総戸数に占める農家の割合）でみると、「八〇%以上」の農業集落は三五・一%，更に、「五〇%以上」の農業集落は六四・六%を占め、農家のウェイトの大きい農業集落が大半を占めている。
- (4) 一農業集落当たり平均総土地面積は二四四haであり、このうち耕地は一五・五%（田八・七%，畑六・八%）を占めている。

二 農業集落と都市等との関係

- (1) D I D（人口集中地区）市町村と通勤、買物等を通じて関係のある集落は、九三・四%（四五年、九〇・七%）である。
- (2) D I D市町村までの通常の交通手段による所要時間別農業集落は「三〇分未満」が四四・五%で、「三〇分～一時間」が三七・四%である。
- (3) 法制上の地域指定と農業集落の関係をみると、八五・六%の農業集落が農業振興地域に該当している。
- 一方、都市計画区域には四八・四%が該当しており、このうち市街化区域には農業集落の一三・八%が、市街化調整区域には同二二・五%が該当している。

三 土地の利用

- (1) 四五年（沖縄県は四七年）以降に農業集落内の耕地を道路、住宅敷地など農業以外の用途として集団的に転用した農業集落は六七・〇%である。

- (2) この一年間に耕地を売買した事例があつた農業集落は二三・一%である。このうち「耕地を耕地」として売買した事例があつた農業集落は一六・七%，「耕地を宅地」として売買した事例があつた農業集落は二一・九%で、後者の割合が高い。

四 農業生産基盤整備

（市街化区域内の農業集落を除く。）

- (1) 四五年（沖縄県は四七年）以降に農業構造改善事業や土地改良事業により農業生産基盤整備を実施した農業集落は二三・一%である。
- (2) 昭和二十年以降、田の区画整理を実施した農業集落は三四・三%（四五年、沖縄県は四七年）以降実施した農業集落は二一・八%を占めている。このうち農業集落内の田面積の「七〇%以上」が区画整理されている農業集落は六九・五%に達している。
- (3) 農用トラクター（乗用型）が対向できる農道（おおむね幅員三・五m以上）がある農業集落は五八・五%である。

五 農業生産の組織化

- (1) 農業団体（総合農協及び実行組合を除く。）に参加している農家がある農業集落は六六・五%であり、四五年に比べると酪農組合、養豚組合、養鶏組合及び養蚕組合などが減少した反面、野菜組合及び花き・緑化木組合は増加している。
- (2) 農業生産組織に参加している農家がある農業集落は一五・七%である。

類型別には、共同利用組織が一一一・〇%と最も多くを占めており、集団栽培組織は一・七%，受託組織は一・三%，畜産生産組織は二・七%となっている。

- (3) 農業集落内にある農業生産組織数は四万一、八七〇であり、このうち共同利用組織は三万一、六四〇、集団栽培組織は二〇四〇、受託組織は四、〇六〇、畜産生産組織は三、一四〇となっている。

なお、農業生産組織への参加農家の範囲が農業集落内だけの農業生産組織数割合は、共同利用組織が六四・九%，集団栽培組織が七一・三%，受託組織が四一・四%，畜産生産組織が五四・三%である。

- (4) 共用の農業用施設を四五年に比較してみると、増加しているものは、共同育苗施設（六、四一〇か所）、ライスセンター（一、四〇〇か所）、カントリー・レベーター（一一〇か所）、野菜・果実共同貯蔵施設（七二〇か所）などであり、共用の農業機械で同じく増加しているものは、農用トラクター（乗用型、三万三、四〇〇台）、

六 農業集落の共同作業慣行と水管理

（市街化区域内の農業集落を除く。）

- (1) 農業集落内の農道の補修等の作業（道ぶしん）を共同で行っている農業集落は六七・七%である。

また、農業用用排水路の補修・清掃等の作業（溝さらい）を共同で行っている農業集落（沖縄県を除く。）は六三・〇%である。農業用水の取水・配分などの管理・調整を行っている主体別の農業集落割合（沖縄県を除く。）は、水利組合によるものが二七・七%，土地改良区によるものが一五・九%となっており、両者で過半数を占めている。

七 農業集落の運営と意思決定

（市街化区域内の農業集落を除く。）

- (1) 農業集落の寄り合い（常会）の開催場所は、「集落管理の集会

施設」が七一・三%で最も多い。また、この一年間の農業集落の寄り合いの開催回数は「三～四回」と「五～六回」がほぼ同率で、この両者で四四・八%を占めている。

- (2) 農業集落の寄り合いの議題としては「祭り、盆踊り、運動会などの恒例行事の計画・推進」（農業集落の九〇・八%）、「えみ

動力田植機（二万一、五〇〇台）、走行式動力防除機（八、六〇〇台）、自脱型コンバイン（一万六、九〇〇台）、米麦用乾燥機（六、六〇〇台）などである。

処理、上・下水道など生活環境施設の整備・改善」（同四六・〇%）について話合っている農業集落の割合が高い。

また、実行組合の寄り合いでは、「農協・共済組合等の業務の協力」（実行組合がある農業集落の七〇・八%）、「水田利用再編対策の対応・推進（転作等目標面積の配分・調整）」（同六〇・八%）について話合っている実行組合のある農業集落が高い割合を示している。

(3) 農業集落の役員についてみると、農業集落の代表者に「農家で農業が主の人」がなっている農業集落は五六・八%であり、実行組合長のそれは七〇・六%を占めているが、実行組合長でもその約三割は農業を主としていない人が担当している。

また、これらの役員の選出方法をみると、農業集落の代表者は「選挙」による割合が高く、実行組合長は「輪番」による割合が高くなっている。

八 農業集落の生活環境

(市街化区域内の農業集落を除く。)

(1) 農業集落から公共機関までの道路距離をみると、市町村役場

(本所) や農協(本所)まで「四km未満」の農業集落がそれぞれ三八・六%、五一・一%を占めている。また「二〇km以上」の農業集落もそれぞれ三・五%、二・一%みられる。

(2) 農業集落(沖縄県を除く。)の住民がふだん利用している最寄りの公共交通機関は、「バス」を利用する農業集落が七八・七%

と最も多い。しかし、いずれの公共交通機関も利用できない農業集落も五・八%みられる。

また、公共交通機関を利用してできる農業集落についてみると、一日当たり、片道の運行回数が「九回以下」の農業集落は、その約四割を占めている。

(3) 農業集落の多くの人が利用している医療施設は、「個人病院」が六二・九%で最も多い。

また、医療施設までの道路距離についてみると、「四km未満」の農業集落が五五・五%を占めているが、「一〇km以上」の農業集落も一一・三%みられる。

(4) 農家に水道が普及している農業集落は七三・一%である。

(5) 農家の生活廃棄物の処理方法をみると、し尿の処理はほとんどの農業集落が「くみ取り」であるが、このうち「自家処理」によるものが四五・四%を占めている。「みの処理は「公共機関によるものが五八・五%、「自家処理」によるものが四〇・三%あり、また、家庭雑廃水の処理は「農業用排水路に流す」ものが三六・五%で最も多く、そのほか「集落内排水溝」によるものが二五・四%、「河川に流す」ものが一六・三%となっている。